

新宿区教育委員会会議録

平成20年第1回定例会

平成20年1月4日

新宿区教育委員会

## 成 2 0 年 第 1 回 新 宿 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 平成 2 0 年 1 月 4 日 ( 金 )

開会 午後 2 時 0 5 分

閉会 午後 4 時 1 9 分

場 所 新宿区役所 6 階 第 4 委 員 会 室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	羽 原 清 雅
委 員	木 島 富 士 雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
副 参 事	遠 藤 剛	教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事	山 田 秀 之
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

### 書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主	

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 1 号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 2 号 新宿区立社会教育会館条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 3 議案第 3 号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 4 議案第 4 号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 5 議案第 5 号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 6 議案第 6 号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 7 議案第 7 号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 8 議案第 8 号 新宿区体育指導委員に関する規則を廃止する規則
- 日程第 9 議案第 9 号 新宿区指定天然記念物「カキ」の指定解除について

### 協 議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について

### 報 告

- 1 平成 19 年 4 回新宿区議会定例会における代表質問等及び答弁要旨について（次長）
- 2 第 68 回国民体育大会競技会開催に係る合意書の提出について（生涯学習振興課長）
- 3 平成 20 年度当初予算の編成について（教育政策課長）
- 4 その他

開 会

熊谷委員長 明けましておめでとうございます。

それでは、ただいまから平成20年新宿区教育委員会第1回定例会を開催いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。よろしくお願いします。

議案第1号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第1号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部改正する規則」を議題といたします。

議案第1号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第1号議案、件名は、新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則でございます。お手元の概要に沿って説明させていただきます。

新宿の教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例によりまして、区長がスポーツ及び文化に関する事務を行うこととなりました。これに伴いまして、学校施設の活用に関する事務のうち、学校施設開放事業、これは校庭スポーツ開放だとか、体育館等開放、プール開放がございますけれども、この目的、対象者、使用申請・承認・承認取り消し等の具体的な手続、使用料などについては、この規則から削りまして、これ以降、区長部局で定めることとなります。

この規則におきましては、学校施設管理者として学校施設の使用承認に関する事項を定めることとするわけでございます。

1から4までございます。

1番でございます。

第1章総則につきましては、学校施設開放事業及びそれ以外の学校施設の使用に関して使用できる施設、使用日・時間、使用申請・承認、使用者の義務を定めてございます。

2番目でございますけれども、第2章の中では、学校施設開放事業以外の学校施設の使用に関して、対象者、使用申請・承認等の具体的な手続、使用料などを定めてございます。

3番でございます。

以上の改正による規則の規定内容にあわせまして、規則名について「新宿区立学校施設の活用に関する規則」を「新宿区立学校施設の使用に関する規則」に改めるものでございます。

この場合、学校施設の使用できる場所、日、時間、使用の承認・不承認、すなわち、使用に関する基本的な部分を教育委員会が規則で定めまして、一方この規則を区長部局が受けて、学校施設開放事業を展開することから、区長部局が活用のための規定をこれから策定するということになります。

4番目でございます。

西早稲田中学校の夜間照明設備の設置に伴いまして、夜間照明設備の使用料5,000円、1時間当たりでございますけれども、これを定めるものでございます。

施行日でございますが、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

木島委員 学校施設の開放事業、これはもちろん、この使用に関して、例えば、学校それ自身の中の施設、それを使用する場合もありますけれども、それも含めてということですか、使用するとき。

生涯学習振興課長 この規則は、第1条に出ておりますが、この規則はということで趣旨のところでございます。途中で学校教育に支障のない範囲で新宿区立学校の施設を使用させることに関し必要な事項を定めるとするということ、こういう規定でございます。

熊谷委員長 木島委員よろしゅうございますか。

木島委員 はい。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしければ、区長部局に職務権限が移管されるということについての仕分けですので、もし特に御意見がなければ質疑を終了とさせていただきます。

「議案第1号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 はい、ありがとうございます。

議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 新宿区立社会教育会館条例施行規則を廃止する規則

熊谷委員長 次に、「日程第2 議案第2号 新宿区立社会教育会館条例施行規則を廃止する規則」を議題といたします。

議案第2号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 議案第2号、件名は、新宿区立社会教育会館条例施行規則を廃止する規則でございます。

これも第1号議案と同じに、区長部局の方に生涯学習館として社会教育会館を移行しますので、新宿区立社会教育会館条例を廃止することに伴いまして、この規則を廃止するものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞお願いをいたします。

〔特にありませんの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

特にないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第2号 新宿区立社会教育会館条例施行規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則

議案第4号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則

議案第5号 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則

議案第6号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則を廃止する規則

議案第7号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則を廃止

## する規則

### 議案第 8 号 新宿区体育指導委員に関する規則を廃止する規則

熊谷委員長 次に、「日程第 3 議案第 3 号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則」、「日程第 4 議案第 4 号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則」、「日程第 5 議案第 5 号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則」、「日程第 6 議案第 6 号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則を廃止する規則」、「日程第 7 議案第 7 号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則」及び「日程第 8 議案第 8 号 新宿区体育指導委員に関する規則を廃止する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1 件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長 それでは、議案第 3 号から議案第 8 号を一括して議題といたします。

議案第 3 号から議案第 8 号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「第 3 号議案 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則」でございます。

新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例によりまして、区長が文化に関する事務を行うことになりまして、新宿区立区民ギャラリーを所管することになります。新宿区立区民ギャラリー条例の施行規則については区長が定めることとなるため、この規則を廃止するものでございます。

施行日が、平成20年 4 月 1 日でございます。

次、第 4 号議案でございます。新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則でございます。

これも第 3 号議案に同じく、区長がスポーツに関する事務を行うこととなり、新宿区立新宿区スポーツセンターを所管することとなるため、新宿区立新宿スポーツセンター条例の施行規則は区長が定めることとなるため、この規則を廃止するものでございます。

施行日につきましては、平成20年 4 月 1 日でございます。

次に、第 5 号議案でございます。新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則でございます。

これも今までの議案と同じく、新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例の施行規則につきましては区長が定めることとなるため、この規則を廃止するものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

第6号議案でございます。新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則を廃止する規則でございます。

大久保スポーツプラザの施行規則につきましては区長が定めることになるため、この規則を廃止するものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

次に、第7号議案でございます。新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則でございます。

これも同じく、新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例を改正しまして、体育施設の管理運営についても区長が一体的に行うことになりました。そこで、区長が施行規則を定めることになったために、この規則を廃止するものでございます。

施行日につきましては、平成20年4月1日でございます。

次に、第8号議案でございます。新宿区体育指導委員に関する規則を廃止する規則でございます。

これにつきましては、スポーツ振興法が改正されまして、新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例によりまして、区長がスポーツに関する事務を行う場合は、体育指導委員の委嘱は区長が行い、その職務は区の規則で定めることになってございます。新宿区体育指導委員に関する規則は区長が定めることになるため、この規則を廃止するものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第3号から議案第8号までの説明が終わりました。

1件ずつ質疑及び採決を行いたいと思います。

初めに、「議案第3号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則」について、御意見、御質問をお願いをいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたしますがよろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長 「議案第3号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則」を原案

のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、「議案第4号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いをいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第4号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第5号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則」について、御意見、御質問をお願いをいたします。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 これにつきましても、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

「議案第5号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、「議案第6号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則を廃止する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いをいたします。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 特に御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第6号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第7号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則」について、御意見、御質問をお願いをいたします。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 これにつきましても、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第7号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第7号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、「議案第8号 新宿区体育指導委員に関する規則を廃止する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いをいたします。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第8号 新宿区体育指導委員に関する規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議案第9号 新宿区指定天然記念物「カキ」の指定解除について

熊谷委員長 次に「日程第9 議案第9号 新宿区指定天然記念物「カキ」の指定解除について」を議題といたします。

議案第9号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第9号 新宿区指定天然記念物「カキ」の指定解除について」

提案理由でございますけれども、新宿区文化財保護条例第8条第1項の規定に基づき、新宿区指定天然記念物「カキ」の指定解除を行う必要があるためでございます。

これにつきましては、昭和59年12月7日に指定してございます。

所在地は、区立落合公園（中井1-14）でございます。

所有者は、新宿区でございます。

答申につきましては、新宿区文化財保護審議会答申第49号でございます。これは指定天然記念物の指定解除についてでございます。

経緯でございますけれども、区指定天然記念物「カキ」は、ヤマガキの改良とされたゼンジマルと言ひ、指定当初は高さ約11メートル、幹の周り1.65メートル、樹齢約150から180年と推定されたカキで、昭和59年12月7日に都内のカキの古木として自然保護の上で価値が高いという理由から新宿区天然記念物として指定されました。

指定当初、新宿区中落合4丁目24-2、小野田弥兵衛氏の敷地内にありましたが、平成14年春、小野田重廣氏より相続のため同所を売却することになったため、カキの指定を解除してほしいとの申し出がありました。

通常、カキは移植が非常に難しく、当文化財は古木であり、樹勢のおとろえも見られたため、時期も含め移植には適さない状況でございましたけれども、現状のままでは保存していくことができないため、区立落合公園に移植することになりました。

平成14年9月に移植のための根回しを行い、翌年6月27日に移植を完了しました。そして移植完了後、所有者よりカキの寄贈を受けました。

移植後、秋には新芽が見られたことから根が順調に生育していることが確認できましたが、移植翌年に芽吹きがなく、十分な活着ができなかったものと推測されます。しかし、カキは移植した場合、1年以上も休眠することから、状況を見守ってまいりました。その後、本年春も芽吹きがなかったため、公園を所管する土木課が樹木医による診断を行ったところ、すべての樹皮が枯死、または欠損し、不健全な状態であり、腐朽が進行すると幹折れによる倒伏の危険があるため撤去が必要との報告が出されました。

この報告を受け、生涯学習振興課が、11月12日に樹木医による診断委託を行ったところ、カキは完全に枯れた状態となっており、回復の見込めるものではない。また、樹皮は、支持力を失っている可能性が高く、公園内の安全確保のために速やかに撤去することが望ましいと診断されました。

これらの診断結果に基づきまして、12月15日に開催された、平成19年度第3回新宿区文化

財保護審議会において答申第49号として、指定天然記念物カキの指定解除が答申されました。

以上のことから、天然記念物としての価値を失ったものと判断し、新宿区文化財保護条例第8条第1項の規定に基づき指定を解除いたします。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。御意見、御質問をお願いしたいと思います。

木島委員 カタカナで「カキ」と書く理由というのが、天然記念物は漢字で書かないで「カキ」ってカタカナで書くものなんですかね。ちょっと教えていただきたい。

熊谷委員長 事務局お願いいたします。

生涯学習振興課長 天然記念物の慣例というんですね。これは基本的にカタカナということでございます。新宿でも、これを含めて3件あったわけですけども、シイの木、明治公園の、それからイチョウの木、幸國寺、これもカタカナで書いてあります。それから、東京都もそうですね。東京都の天然記念物がたくさんあるわけなんですけれども、それもカタカナで書いてある。慣例的にそうなるということでございます。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

既に伐採をされてしまっはいるんでしょうか。

生涯学習振興課長 まだ伐採しておりません。この承認を得て、この後にしかるべき処置ということで伐採するという形になっています。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

150年から180年という江戸時代からずっと長く区民の大切な樹木ということで残念ですが、枯れてしまったということですので。

木島委員 このカキというのは、持ち主の小野田さんの家では、甘ガキか、渋ガキかはわかったんでしょうね。甘ガキの種類なんですかね、渋ガキの種類。

生涯学習振興課長 両方あったそうです。甘いのと渋いのと、両方あったというふうに聞いております。

白井委員 この指定解除については、異議なしなんですけれども、これで結構なんですけれども、やはりこういう大事な木なんだけれども、移植とかというのはやっぱり難しいんですか。移植して、今回も小野田さんのところは手放さざるを得なくなって、区が移植して育ててきたけれども、残念ながら活着しなかったということらしいんですけれども、この辺とい

うのはもうしょうがないことなんでしょうか。それとも、これから教訓で何かこの後同じような案件が出てきたときに対応できるような方法というはあるんでしょうか。ちょっと素人なので。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

生涯学習振興課長 まず、今回の移植に関しては、移植をせざるを得ない状況だったと思います。それで、カキの木というのは、移植をするとなかなか移植は難しいともともと。そういう根ですね。真ん中の根が非常に太くて、外に出ている根は余りないという、そういう木はなかなか移植しづらいと、本来は大体そういう形になっているんで、いろいろ努力はしたということなんですけれども、うまく成功しなかったということです。

それと、あともう一つ多分所有者との関係で、そこをうまくできないかという問題はあると思うんですが、このように相続とか、それから個人の所有者の問題とか、課題ですね。それに関しては、やっぱりその所有者の権利というものもございます。だからそれとの兼ね合いで、うまくそこに置けるとか、そういうことがあればよろしいんですけれども、そうでない場合は、所有者の意向、権利というものも尊重して、このような判断をせざるを得ないということになったと思います。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第9号 新宿区指定天然記念物「カキ」の指定解除について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了といたします。

協議1 「教育行政の推進にあたって」について

熊谷委員長 次に、協議に入ります。

それでは、「協議1『教育行政の推進にあたって』について」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 お手元の協議1の資料をごらんください。

12月7日の教育委員会からの訂正として本日出させていただきますのでございます。

平成20年度教育行政の推進にあたって（案）でございます。

1として、改正理由につきましては、ア、イ、ウでありまして、教育基本法及び教育関連三法が改正されたこと。イとしまして、生涯学習部門の事業が、平成20年4月1日から区長部局に移管されること。ウとしまして、昭和20年度の新規事業及び拡充事業等について明らかにする必要があるということで改正をいたしました。

教育目標及び基本方針の改正案でございますが、次のページの別紙1、2のとおりでございます。

最初に教育目標の改正案についてでございます。別紙1でございます。

改正案を前回から一部修正いたしました。全般の記述について、前回説明したとおり、教育基本法の改正を踏まえまして、現行の教育目標に十分に盛り込まれていない自律性、自他の敬愛、社会形成への参画の3点を新たな要素として加え、また自ら学びの後「考え」の記述を加えました。真ん中の四角に囲っておるところの○の1つ目でございますけれども、前回は、「広い視野と自律の精神に立ち、互いの人格を尊重する思いやりの心を持つ人」というものを、もう少し平易な表現に改めまして「広い視野と自らを律し互いを思いやる心を持つ人」という形でかえさせていただきました。

あと、後半の記述については、以上でございます。

次に、教育目標と基本方針のつなぎの記述でございます。別紙2をごらんください。

別紙2の一番上の新宿区教育委員会は、教育目標を達成するため、次の基本方針のもと総合的に教育施策を推進するとなっておりますけれども、今回はここに区長部局との連携を入れてございましたけれども、委員の皆様の御意見等もありまして、削除させていただきました。

次に、基本方針の改正案についてでございます。

基本方針1でございます。

(1)と(3)の記述につきまして、委員の指摘を踏まえまして修正いたしました。方針1と方針2の分類につきましては、整理した方がいいのではないかなという御意見がございました。方針1につきましては、地域社会や国際社会において信頼される人としての資質、能力、態度に関する項目についてございまして、次のページ、方針2につきましては、主に学校の教育課程として行うものについての各項目に掲げているものとして整理させていただきました。

次に、(1)の公共の精神、基本方針の(1)でございます。方針1の(1)でございますが、(1)の公共の精神と、(3)の規範意識を高める教育は関連性があるので整理できないのかということがございましたので、(1)に文言を追加した公共の精神にかかる記述につきましては、規範意識を高め教育などの心の教育との関連があるため、(3)に盛り込むとともに、現行の(3)の記述で重複する表現などの整理を行いまして、(3)のとおりこういう表現にさせていただきました。

読ませていただきますと、豊かな自然体験、人や社会とのかかわりを通して、子どもたちが、自然や自他の生命を尊重する心、人を思いやる心、豊かな情操をはぐくみ、公共の精神、高い規範意識、ボランティア精神について理解を深め、人間性豊かな社会人として成長できるよう云々でございます。

次に、基本方針2でございます。

基本方針2は、確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進ということでございますが、(3)の記述につきまして、ゆとりある教育課程の編成については、教育委員会の施策として実施してきた経緯がありますと。改正案では、各学校の取り組みに限定した意味合いに変わっているのは、それで構わないのかという委員からの御指摘がございましたので、これを指摘を踏まえまして、(3)の記述をこのように変えさせていただいております。

真ん中辺の2行目の後ろからでございますが、年間を通したゆとりある教育課程の編成と各校の教育目標に沿った計画的な教育活動による特色ある学校づくりを推進するというふうに修正させていただきました。

次は、基本方針3でございます。

魅力ある教育環境づくりの推進でございます。

ここにつきましても、これは(8)の記述でございますけれども、教員の多忙感の解消につきましては、具体的な記述がないと、これが必要ではないかという御指摘をいただきまして、校務の効率化の取り組みを進めるとの記述に修正いたしました。また、教員の多忙感という表現につきましては、一般的に用いられる表現ではあるが、多忙感は教員に限らずだれしも感ずるものでありまして、基本方針の記述としては好ましくないと判断し削除いたしました。したがって、(8)につきましては、読ませていただきますと、学校経営を支える教員の資質・能力の育成、健康の保持・増進をはかるため、教員一人ひとりの経験や適性に応じた研修の充実や教員のメンタルヘルスサポート体制の整備に努める。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、校務の効率化の取り組みを進めると

いう形で修正させていただきました。

次、基本方針4でございます。

学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備ということでございます。

これにつきましても、学びの環境については、基本方針3の魅力ある教育環境づくりとの違いが不明確ではないかという御指摘がございましたので、基本方針の表現につきまして、今、読んだような形に修正させていただきました。

次に、(3)でございますけれども、(3)につきましては、具体的な記述がないと、要するに具体性がないとわかりにくいということがございましたので、このとおり、(3)の最初から、学校は、町会・自治会・青少年育成委員会などの団体が実施する地域活動やということでこの辺を加えさせていただきました。

次に、(9)でございますけれども、教育委員会は、引き続き生涯学習の分野にかかわっていくことになるのであれば、区長部局との連携について記述すべきであるという御指摘を踏まえまして、(9)として新たに追加させていただきました。区民が生涯にわたって主体的に学び、文化やスポーツに親しむとともに、地域の自治力が養われるよう、関係諸機関等との一層の連携を図るということで直させていただきました。

次、方針5にあります。これは、改正でなくなりましたけれども、方針5で、生涯にわたって学び続けられる環境の整備のところであったスポーツ振興や子どもキャンプなど、地域とのかかわりが深いものについては、教育委員会の姿勢として引き続きどこかに記述すべきじゃないかという指摘がございましたので、今読ませていただいたように、区民が文化、スポーツと親しめるようということで記述させていただきます、それを修正させていただきました。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、まず教育目標について御意見、御質問をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育目標について、特に御意見がないようでしたら、次に、基本方針1について。基本方針の1、地域社会や国際社会において信頼される人を育てる教育の推進。この教育の基本方針1について御意見、御質問をいただきたいと思っております。

白井委員 基本方針1というか、全体的な基本方針の組み立てについてのちょっと感想なんですけれども、やはりこれ教育行政ということで、方針を立てるということだと思っただけなんです。それで、教育目標から関連してきているというところと言うと、私としては、前回もちょっとお話ししたんですけれども、基本方針1というのをざっと見ると、徳育的な、古典的な言い方で言うと、心の成長とか、思いやりとか、人権とか、いろいろ出ているので、徳育の形なのかなとちょっと思っているんですね。それで、基本方針2が知育、知育、徳育、体育とよく言われると思うんですけれども、そういう意味で教育目標のところでは心身ともに健康でというわざわざ教育目標の2番目と言うんですか、人間尊重に基づいて自他の生命のたつとびというのを一つとして、次に、わざわざ心身ともに健康でという部分を入れているその体育の部分ですか、それは基本方針例えば3という形で新たに立てて、それで基本方針1が、例えば徳育を主に念頭に置いた行政、それから基本方針2は知育というところを念頭に置いた方針、基本方針3として体育。具体的に言うと、例えば、基本方針1に挙げられている、例えば食生活とか、困難とか、ストレス、心の教育というか、心を強くしていくというようなことだと思っただけなんですけれども、(4)とか、基本方針2の中の(8)ですか、スポーツとか体育とか、特にそういう点を基本方針3に入れて、そのような1、2、3の教育をするためにまたもう一つ行政的な環境づくりとして基本方針3を4という形に入れていったらどうかと。それから、また、それを支えるものとしては学校だけではなくて、地域、家庭というものが周りとして支えが必要なんですということでの両ばしごというような組み立てた方が、方針として、ぱっぱって羅列的に見えちゃうものを、学校教育の中で先生方はその他保護者が望んでいる知育、徳育、体育というような形を入れる。その内容がちょっと体育の部分が徳育と知育の中に、もちろん入っているんですけれども、その柱として、多分確かな学力を目指してか何かはやはりそういう体育の点も柱として出していると思うので、学校教育の方の、その辺は、私としてはそういう柱を立てたらいかがでしょうかと思うんですが、皆さんの御意見もちょっとお聞きしたいと思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今の御意見についてはいかがでしょうか。

教育政策課長 確かにそういう柱の立て方はあるというふうに思います。作ったときに、どうしても前年に引きずられたということもありますし、生涯学習が区長部局へ移管するということもございますので、こういうつくりになりましたけれども、確かに白井委員の言うようなやり方もあると思います。ただ、そうすると、例えば、教育環境づくりだとか、そうい

うものが知育、徳育、体育の中以外にどういうふうに入るのか、ちょっと今にわかになかなか言えないもんですから、それにしますともなかなか言えないんですけども、確かにそういうつくり方はあるようには思います。

白井委員 今のって、教育環境づくりを私は知育、体育、徳育の中に入れろと言っているわけではなくて、教育の内容として、先生方、その他、私たちが軸として、まず知育、徳育、体育というバランスの、逆に言えばバランスのとれた知育、体育、徳育というのをまず軸として目指すべきであって、それが基本方針1、2、3で、それを支えるものとして、教育環境づくりを教育委員会なり、または地域なり、というのは、基本方針3、4という周辺として支えるべきところの方針としてそれは残してもいいと思うんですけども、そういう趣旨なんです。

熊谷委員長 いかがでしょうか。基本方針が四つになっているようですけども、五つにされたらどうかという多分御意見だと思うんですが。

これについてはいろいろ事務局の方で作業されたり、あるいは考え方が整理されていると思います。

今の御意見に対して、はい、次長お願いいたします。

次長 実は、私もその知育、徳育、体育を柱に考えてみたらどうだと部内で検討したときにはそういう話をしたことあるんですよ。それで、実際問題、ではそれを分類するときに、徳育と体育、特に今度は知育、徳育、体育に加えて今は食育基本法ができていて、食育なんていう話もありますよね。これ分類が実はかなり難しいんですね。それで徳育と特に体育というのは、心と体の健康づくりという話になっちゃうと、ではどっちに仕分けしたらいいのかということが実はありまして、事務局としても多分その辺のところになかなか区分けがつかないからということで、徳育の部分と、これに恐らく体育が入っちゃっているんですね。それと確かな学力というのは、これはだれが考えても知育の部分だろうと。そういうことは考えられても、その先の細分類がなかなか厳しいぞというところでこういう案になっていると思うんです。おっしゃっていることは私も非常によくわかりますので、これは、きょう決定ということでは実はありません。それで次回までもう一回チャンスがあります。再度、御意見を踏まえまして、検討させていただいて、余り柱として掲げて全体のバランスの問題もございまして、一つの柱として掲げるには少し量的に少ないというか、ちょっと物足りないというような話になったときには、またこういう区分けで御容赦いただくようなこともあるかと思っておりますけれども、もう一度ちょっとその辺のことも検討させていただきたいという

ふうに思います。

教育長 今のお話の体育のところは、具体的に言うと食育であったり、それからスポーツとか、(8)番ですか、あと具体的に体育に分けられそうなところというのはありますか。もう少しそこら辺、先生の方でもしお考えがあればいただいて、それで事務局の方に、あと次長が言ったように任せたらいいのではないかなと思いますので。

教育政策課長 この基本方針それぞれに、今度は具体的な事由がくっついてくるわけです。そのときに、先ほどから出ているように、事業をバランスよくちゃんと知育、徳育、体育であわせるのかというのがちょっと難しいなという考え方があるもんですから、もう少し検討させていただきます。

白井委員 内容的には入っているというだけの話で異論はないんですけれども、その方針としてちょっと軸が今まで、去年とかで、私も去年からなんで、方針が何でこうやって出てくるのかなというのが教育目標から出てくるかなという感じでたどっていつては見ているんですけれども、そういう意味では標語的にわかりやすいというか、今年度というか、新宿の場合は知育、体育、徳育のバランスのとれた教育を実現しようみたいな形の方が方針としてわかりやすいかなというだけで提案させていただいているというだけなんで、その辺内容的に、別にこれはまた委員の先生方の御意見も逆にちょっとお聞きしたいという、事務局よりも、ちょっとそう思います。

次長 教育政策課長が今申し上げたことなんですけれども、実は教育目標とか基本方針と言っても、言葉だけではなかなか理解が進まないところがありまして、私もはせっかく柱立てを目標に掲げるわけでございますので、それにこの事業をぶら下げた、仕分けしたような形で、それで改めてリーフレットにして、それで区民周知なり、学校に対してももちろんですけれども、図りたいというふうに思っております、それぞれの柱にどの事業がつくのかという、そういう視点でもう仕分けを実は考えてございます。そちらの方のバランスもあわせてお考えいただければというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

熊谷委員長 どうぞほかに。

羽原委員 基本方針の柱立ては、基本方針の1が人間形成みたいな、多分。それから基本方針2が学力的な面、それから教育環境、あるいは地域社会が4というふうに、大体柱は整理されているし、また今のお話で言うと、基本方針1の(4)のところにもうちょっと健康とか体力とありますが、スポーツという表現を加味することは可能で、むしろ性とか薬物をここで具体的にあった方がいいのかなと、もうちょっと前向きのものがあって基本方針の1があ

った方がいいんじゃないかなと。

それから、全体に総花でなければいけないんでしょうが、せめて基本方針の1、2、3、4のタイトルはもうちょっと簡略した、少なくとも教育長が演説するときに覚えていられるぐらいの見出しに縮めていいんじゃないかと。すっきり縮めれば趣旨はそこに出てくると思うんで、総花のタイトルがついていると、何かかえって印象が薄くて、つくっていますよということで徹底するためには、周知徹底の意味で言うと、ちょっと面倒くさい読み方をしなきゃいかんなど。

それと、全体で表現で言うと、句読点がもうちょっとあった方が、修飾がどこにかかってくるかという非常に句点、特に句点の置き方、教育目標でも、3項目の、個性や創造力が豊かで、ここに点を打つとか、もうちょっと表現的な工夫が、読んでいても一度どこにこの修飾語がかかるかという、そこが何ていうか、僕らの雑駁な頭からするともうちょっと整理、整頓されている方がいいんじゃないかという印象です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今の御意見に関して何かございますか。

教育長 今回の羽原委員のお話だと、基本方針1を徳育と体育両方入っているような感じにして、基本方針2が知育みたいな御意見だったような印象を受けるんですけども、それはそれで基本方針1には徳育と体育を入れたんだというふうにして説明することはできるかなと。その方が全体、多分事業がぶら下がるって事務局も言っていましたけれども、全体のバランスも、やっぱり見た目のバランスも必要だと思うので、それだと知育、体育、徳育を漏れなく入れてみますよというようなつくり、基本方針1と2においてやっていますというような形にしてもいいのかなと。その際に、今の羽原委員からお話があったように、4のところにもう少し前向きな体力の向上であるとか、そうしたものが入ってくると、そうすると全体、説明的にもわかりやすくなるのかなという気がいたします。

あと、基本方針の見出しを縮めるという、あるいは句点の打ち方という御指摘については、全くそのとおりだと思いますので、これは、少し工夫をしていただけたらと思います。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

木島委員 羽原委員のおっしゃるとおりだと思うんですね。入れたい文章があるから入れているという感じが非常に強いんです、これ見ていると。いわゆる教育基本法が変わったからとか、そういうことで入れたいという気持ちができるんだけど、省略してもいいような文章はかなりあるんじゃないかと思います。

それと、何となく文章として難解だなというようなところもちょっと見受けられたんですけども、4ページですか。基本方針2の、難解というわけじゃないんですけども、ちょっと文章としてどうなんだろうと思うのは、基本方針2の(7)のところの、情報社会における正しいルールやマナーを身につけさせるため、コンピューターなどのと書いてありますけれども、情報社会における正しいルールとマナーを身につけさせるんだったら、情報社会におけるコンピューターなどの云々を効果的に活用し、正しいルールやマナーをというふうにした方がいいのかなという、つまりコンピューターでいろいろ問題が起こっていますよね。コンピューターで情報社会を教育していたわけだけども、その中にコンピューターをいかに正しく使わなきゃいけないのかということも強調したいんだろうと思うんです、この文章は。だから、そこら辺もちょっと文章の組み立て、どうだろうかという気がしますので、一体何を言おうとしているのかなというようなところがちょっとあったんですけども。何か一生懸命に入れているなというイメージが第一印象でしたね。だからやっぱり文章として削れるところは削っていいんじゃないかという気がしますけれどもね。

それと、さっき言ったように、だらだら長い文章よりも、やっぱり句読点をつけて、強調したい文章、言葉、それをやっぱりはっきりさせた方がいいのかなと。

それともう一つ聞きたいんですけども、基本方針1の5のキャリア教育という、わざわざキャリア教育のキリヤアというのを入れたんですけども、これはどういう意味で入れたんですか。

熊谷委員長 今の御意見と御質問があるんですけども。とりあえず、御質問のキャリア教育については、どういう理由で入れたんだということについてちょっと、指導課長の方から。

教育指導課長 ありがとうございます。

キャリア教育というと、とかく何か職業に結びつくような教育に思われるかもしれませんがけれども、実は、今、キャリア教育について申し上げますと、一般に、4つの能力ということが言われております。それは情報活用能力とか、人間関係形成能力とか、あるいは将来設計能力とか、例えば中学生でいきますと、職場体験に直結するんですけども、そうではなくて、小学校1年生、あるいは幼稚園からも含めてなんですけれども、人とのコミュニケーションをつくる。あるいは情報を自分なりに収集するとかということをはひくくめたものがすべて将来にわたるキャリア教育に結びついていくだろうということが言われております。

そこで、今、実は私どもが考えておりますのは、単なる小六とか中学校の3年生とかでは

なくて、まさに小学校から中学校3年までの9年間を通して、あるいは場合によると、幼稚園からも含めて、幅広い意味でのキャリア教育というものを発達段階に応じて、その子なりの発達段階に応じて身につけさせていくということが必要だろうということが言われております。こういうカタカナ文字を使うのが一体どうなのかという、また、委員長から御指摘をいただくことになろうかと思いますが、最近、ひとつ教育用語として根づきつつある用語でございまして、これをより適切に学校、そして区民の方にPRしていくと、そんな思いを込めて、あえて今まではずっと使ってなかったんですけども、使って、発達段階に応じたそのような教育をしていきたいということで入れ込んだところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

木島委員いかがでしょうか、思いが伝わったようです。

木島委員 非常に最近おもしろい言葉が出てくるんで。

それと、その教育方針1の(7)ですか、これがちょっとわからない文章だなと思ったんですけども。環境を健全で恵み豊かなものとして維持すること。環境を健全で恵み豊かなもの。どうですかこの文章は。

教育政策課長 先ほどのコンピューターのところもここもそうなんですけれども、教育で使う文章というのは、どうしても修飾が多くなります。例えば、東京都とかほかの区でもそうなんですけれども、どうしても一つの言葉を大事にしようとするとうちもたくさん言葉を使わなければ言えないもんですから、そういえばちょっとやっぱりわかりにくい言葉が出てくるかもわかりませんけれども、きちんと言わんとしたことを言うための文章としてもう少し次回までに考えてみたいと思っています。

羽原委員 例えば、その(7)で言えば、環境教育を推進しというのは、言ってみれば、この一言で前段、後段を言っているわけだから、むしろ、言葉は要らないのかと、ダブリ感があると思うんですね。それがかえってわからなくさせている。例えば、豊かな環境をで、豊かということは健全も入るんではないかとか、なるべくさっきのキャリアが広義の意味で使うということなら、豊かな環境も広義に使って言葉をリストラしていくと。

白井委員 例えば、直すときの参考になんですけども、今の(7)だと、豊かな環境を維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるという認識のもとに環境教育を推進しを削っちゃって、環境に対して主体的に考え判断し、環境保全に寄与する態度を養う、これが環境教育、括弧して環境教育とかいう形とか、さっきの(5)のキャ

リア教育というのを、指導課長から説明を受けて、結局後ろの発達段階に応じた健全な勤労観、職業観を養うということが多分（キャリア教育）で、それをもっと学問的に言うと四つの要素に多分分かれた形で指導していくということになるというふうなのかなとちょっと思ったりもしているんで、やはり言葉が長いと方針として何を言いたいのかがぼけちゃうところがあるので、その辺ちょっと検討していただければと思います。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

文章自体をわかりやすくしていただくのは十分検討していただくのと、それと私の意見としては、簡略化するとき、具体的な事業なり施策を念頭に置かれて、直接施策とか事業にはそれほど関係ないものはむしろ文章の方からは外すとか、あるいは中に具体的に書いてあるものもありますよね。何とか改善推進プランとか、あれ必ず事業と多分つながっているんで、そういうものは施策として生かすので、そういうものはここに入っていた方が、という、そういう詰め方もあり得るので、事業の重要なもので非常に予算的、あるいは人的な資源を投入するというようなものについてはきちんとこの中で強調しておいて、それについて余りそれほどというのはここに書かなくてもというような、そういう整理の仕方もあるのかもしれないですね。

これ、教育行政の推進ですからね。本来教育の理念とか基本方針というのはもっとほかにきちんとあって、その中からここへちょっと持ってきたというような、そういう感じでも、区民の人たちは、多分先生方とか皆さんが思っているような目標とか基本方針、そんなに簡単にはできない、かなりレベルの高い、歴史と伝統のあるものでしょうし、だから、それを余り変にゆがめるよりも、それは漏れないようにしておいて、この推進についてはかかわりのあるところについて整理していくという方法であれば、多分環境教育というような事業をもし具体的に考えておられれば、環境教育という言葉はどこかに入っていた方がいいと思います。そういう整理の仕方もあり得るんじゃないかと思いますので、多分委員の方々は、これ以上余りふやすという御意見はどなたもおっしゃらないので、多分簡略化するとか、わかりやすくまとめられたらいいとか、削れという話ですので。

いかがでしょうかね。

教育政策課長 今の御意見を参考にしながらつくっていくわけでございますけれども、一つは、先ほど出ていた教育行政の推進にあたって、これがかなり簡略化してございます。ですから、そういう意味では、この方針の項目そのものがきちんとやっぱり言うことを言ってい

かなければ簡略化はできないわけでございますので、よりわかりやすく表現することが大事ですけれども、必要なものは入れていくということにしたいと思っています。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私一つ、基本方針1の(6)なんですけれども、これ白井先生に聞いた方がいいのかな。人として生きる上で法や司法に基づきと、法と司法ってどういうあれなんですか。これ、先生がこういうふうに書かれたのかなと思って、法や司法に基づきというと、法と司法っていうのはどっちが大きいんですか。法が大きいんですか。司法の方が大きいんですか、先生。

白井委員 これ、私が書いたんじゃないんですけれども、書いた人の意向を酌み取るとすれば、法というのは一般的に大きなものとして、司法と言っていれば司法、行政、立法というような形の行政的な言葉として使われているというところもあるんで、法に基づきでよろしいんじゃないでしょうかね。

熊谷委員長 とうか、私、うがった見方をしたんですけれども、法というのは次の自由と何か対応していて、それから司法というのは権利、あるいはその次の自由と権利は法で、責任や義務とか、そういうのが司法かなと、深読みしていたんですけれども。そういうわけでもない。

白井委員 それは深読みで。もっと単純に考えていただいて、法そのものというのが生きる上で、いわゆる共生する。人と人が共生するために必要なルールと考えていただければいいんで、そのために出てきたのが自由が必要であり、権利が必要で、その反対として義務とかも必要だよということで、ここの部分で言えば、そうですね。

熊谷委員長 これ変な話ですと法や司法に基づきというところを削除しちゃって。

白井委員 例えば、これ多分法教育を推進して、人と人と、思いやりのある社会をつくるというような形のことを言いたいと思うんです。もしそういう表現で、もしそれだけで言うと自由で公正な民主主義社会の実現のためにはとか、何のために法教育かというと、自由で公正な民主主義社会の実現のために法教育という、その個人や人間の尊厳を守って、ほかの人も尊重すると、そういうような形のことを多分言いたいです。

熊谷委員長 つまり、しつこいように申しわけないんですけれども、3行目に法教育というのはちゃんと入っていますよね。ですから、人として生きる上で法や司法に基づきの、法や司法に基づきは全部削除しちゃっても、人として生きる上で、自由と権利、そのための責任や義務、個人や人間の尊厳を、他者の権利や自由と、さんざん書いてあるわけです。それを

養う法教育を推進してであれば私は納得するんですけれども、というか。

白井委員 これ、私も表現ちょっと考えて、これ先ほど委員からみんな出ているのが、すごく総花的に、言葉として入れたいものを入れてくださっているんですね。だけれども、法教育ということ自体とか、そういうのは、要するにちょうど新宿区の教育目標と一致しているんですけれども、教育目標がよくできているなという部分で言えば、別紙1の表紙ですけれども、今回訂正が、枠が入ったところなんですけれども、要するに1の思いやりを持つ人、2の社会のルールを守り、その社会の形成に進んで参画すると、そして3番目にみずから学び考え行動すると、これが民主主義社会においては、まずは個人の尊厳が守られるとともに他人も大事にして、そして、そのためにはお互いが心地よく生きるためにルール、それが法律になってきたりするんで、そういうことも必要だということが法教育の目標なんです。それは、そもそも自由で公正な民主主義社会の実現のために必要なものだということなので、簡単な言葉、標語だけでも私は十分で、逆にその方がちょっとわかりやすいかなというような、それを今私が言葉で説明したのを全部盛り込まないと実は法教育の中身まで言えなくて、それをまた方針のここに言葉で言うよりも標語的なものってあるので、それは私もちょっと6項目については、ちょっと責任を持って文章を考えて提案させていただきます。次回までに。

熊谷委員長 白井委員失礼いたしました。

白井委員 いえいえ。

熊谷委員長 御専門の立場で。

白井委員 先生も環境問題のところを、文章を考えていただいて。

次長 それもお願いします。

白井委員 それぞれ。

羽原委員 今の自由とか権利は法に基づかないと成り立たないから、その表現はなくていいだろうと、簡単に言うと僕はそう思います。

それから、ちょっと基本方針3の(1)の幼稚園の適正規模化の手法の検討というのがよく何かちょっと持って回っているなという、御説明いただけますか。

学校運営課長 幼稚園の適正規模につきましては、種々議論があることがございます。それで、これまでの教育委員会の考え方としては、2つございまして、1つは1学級、少なくとも20人以上が集団教育を効果的にならしめるんだということと、それから、学校編制につきましては、12人に満たない場合には学級を編制しないという2つの基準で運営をしていると

ころでございます。その中で、例えば、学校の統廃合ですとか、あるいは子ども園化ですとか、あるいは地域的な偏りがあった場合に、地域とどういふ話をしていくかみたいなことについて、そういった手法を用いて、幼稚園の適正規模、適正配置を進めていきたいということなんですけれども、なかなか手法そのものが画一的にできないもんですから、そういったことを検討していきたいと、そういう意味でございます。

熊谷委員長 木島委員、何かございますでしょうか。

木島委員 僕は、この文章は私たち委員に対する内容の説明、詳しい、こういうことを言いたいんだという説明のためにうんと書いてくれたんだなと僕は考えて、あとは、これを非常にいい文章に変えてくれるんだろうということを期待していますね。内容は非常によくわかりやすく説明していただける文章だと思います。さっき言ったように、文章はもう本当にもう少し簡略化していただければいいかなと思います。だから、今の文章でも、手法というのは検討する方法ですから、手法という言葉は要らないと思うし、というようなところも考えていただければいいのかなと思いますけれども。

羽原委員 ちょっと表現だけ、内容はとにかくとして。基本方針1の(5)の勤労を「重んずる」、「重んじる」ですね。基本方針1の(5)の一番下段の勤労を「重んずる」は「じ」。訂正前のところも(3)でも重んじるという言葉を使っていますので。表現だけですが。

それから、基本方針2の(6)、4ページの頭ですが、心情という言葉をよく使うのかどうかわかりませんが、もうちょっと情緒性とか何か言い換えが、教育用語的には僕はわかりませんが、何か工夫があるかな。

それから、基本方針4の(1)ですね、7ページの。教育力の向上、教育力、力ですか。教育レベルですとか、何かちょっと、教育力というのは教える側の力なのか、教えられる方は力なのか、ちょっと引かかる。

それからもう一つ、基本方針4の(5)ですね。8枚目の一番上。2行目、子どもを見守る「体制」、この「体制」は、「態度」の「態」に「勢い」の「態勢」の方が妥当じゃないかと、制度とか、いわゆるシステムとか、レジームをつくるという意味では余りこういう字は使わない方がいいんじゃないかなと。もうちょっと構えとか、雰囲気とか、そういうニュアンスの方がいいんじゃないかと思いますが。細かいことですが、ちょっと気になったことです。

熊谷委員長 今の御指摘に対していかがでしょうか。

教育政策課長 結局、私たちが日ごろ何気なく教育の中で使っている言葉が指摘を受けたので、これについて、例えば、体制という言葉一つとっても、それでいいのか、今委員のおっしゃったことでいいのかどうかも含め、ちょっと検討させていただきます。

それともう一つは、今いろいろ御意見いただきましたけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、わかりやすいことは確かに必要なんですけれども、その言葉が誤解を与えないような表現でなければいけないということをまず思っていますので、それも含めて、検討させていただきたいと思っています。

熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

教育長 基本方針2のところ、これまさに知育のところですけども、(2)のところ、またこれしつこくなるとダブリ感と言われるかもしれないんですが、自学自習、要は自ら学ぼうとするように仕向けていくというか、その言葉をぜひ、自学自習という言葉を使わなくていいと思うんですけども、(2)の中にそうした表現が1つ入るといいなと思っていますのでよろしくをお願いします。

熊谷委員長 前回まで何回もいろいろ作業をしていただいて、今回も前回の各委員の御意見を十分に整理をしていただいて大変私はよくまとまってきているなというふうに思いますけれども、より優れたものにとということで、また委員の方々から削れとか増やせとかいろいろな御意見出ていますけれども、もうそれほど時間もないので、事務局の方で大きく変えると大変な、いろいろなかえってミスが出ますので、これをきちんと踏まえて語句の整理とか、何かを、それこそ専門的な立場でしていただきたいと思っていますので。委員の方、まだ何かございましたら、この際。

それと、多分後でまたもう一度目を通していただいて、もしお気づきの点があれば、委員の方々から直接事務局の方にお申し出をいただきたいと思いますが、事務局よろしいですか。

教育政策課長 次回の教育委員会2月の初めになりますけれども、その前になるべく早くお送りして、また御意見を伺った上で、2月の議決に臨みたいと思っています。よろしく願いいたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ということは、2月の場合は、協議事項ではなく。

教育政策課長 議決事項でございます。

熊谷委員長 ですね、はい。

白井委員 そのときに、先ほど課長から出ました、ある程度事業の柱、それを念頭に置いた

事業というのが参考に出るんでしょうかね。そうするとちょっともう少し詰めやすくなるので、お忙しいと思うんですけども。

教育政策課長 事業の分類につきましては、事務的に言いますと、これが3月に出ますので、それまでにくっつけていくという作業になります。ですから2月の初めではちょっとまだ大変申しわけありません難しいと思います。

熊谷委員長 ということでよろしいでしょうか。そんな簡単なものではないという。

白井委員 わかりました。去年の部分も参考につけ合わせてみればわかるということですね。それでまた新しいものが。

次長 既存のものは大体決まっていますので。

白井委員 決まっているんですね。わかりました。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項はこの辺で終了させていただきまして、次に事務局からの報告を受けます。

報告1 平成19年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 第68回国民体育大会競技会開催に係る合意書の提出について

報告3 平成20年度当初予算の編成について

報告4 その他

熊谷委員長 それでは、次に事務局からの報告を受けます。

金子教育長、すみません。

教育長 「報告3 平成20年度当初予算の編成について」は、現在予算査定の作業を進めているところで、意思形成過程中の案件であり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がありますので、非公開による報告とさせていただきたいと思います。

熊谷委員長 ただいま、教育長から報告3について非公開による報告の発議がございました。

「報告3 平成20年度当初予算の編成について」を非公開による報告に御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 それでは、異議なしと認め、報告3については非公開による報告をいたします。

それでは、報告1から報告2について、一括して説明を受け、質疑を行います。

次長 それでは「平成19年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について」御報告いたします。

昨年の議会になるわけですけれども、直近の定例会でございますので、ちょっと大分ボリュームがあるんですけれども、一応順次御説明させていただきます。

熊谷委員長 よろしくお願いいいたします。

次長 まず、日本共産党新宿区議会議員団、多少経過というか補足説明も含めてお話し申し上げます。

牛込地区の学校適正配置と少人数学級等についてということで、質問といたしましては、牛込地区の学校適正配置に関する懇談会、これは、昨年の10月に立ち上げた懇談会でございます、区というか教育委員会では学校適正配置は学校統廃合でございますけれども、順次西新宿地区、四谷地区、進めてきているわけでございますが、牛込地区につきまして適正配置の懇談会を立ち上げました。それで、それぞれ地域のPTA代表であるとか、学校評議員の代表であるとか、地域、町会等の代表であるとか、メンバーに出席していただいて懇談会を開いているわけでございます。それについての御質問ということでございまして、そちらの懇談会の意見を単なる参考意見ではなくて、最大限尊重し実現に向けて努力すべきという御質問。

それと、あとアンケートを実施すべきと。

それと、あと少人数学級のくだりでございますけれども、30人学級など少人数学級の実現に向けて踏み出すべきだというような、そういう質問。

あと学校選択制についても聞かれております。

答弁でございますが、答申やビジョンと言っていますのは、これは平成4年のときに、学校適正配置審議会という学識経験者を交えた審議会で学校適正配置、適正規模等についての答申が出されております。そのことを言っております。ビジョンというのは、平成14年のときに、やはり学校適正配置についてのビジョン、ビジョンを教育委員会の方で出してございまして、そのことを言っております。その中で、踏襲すべき部分と変更する部分があると、それぞれ年数も経過してございますので、ただ教育の基本として変わらない部分もあるだろうと、そういうことでこういう答弁をしているわけです。懇談会から出される意見集約の中で、子どもたちのよりよい教育環境の実現に必要であると判断したものについては取り込んでいきたいというふうに答えています。

それとアンケートは現時点で実施する考えはないと言っております。

30人学級など少人数学級については、教員の採用・任用・財政的負担等多くの課題がありますと。引き続き国や東京都の動向を見据えていくと答えております。

それと、少人数教育の部分ですけれども、今後も区費講師等を各学校に配置し、教科等の特性や発達段階に応じて学級編制と異なる学習集団を編成するなど、少人数指導の充実を図り、個に応じた教育を推進すると。少人数学級と少人数指導というものを分けて考えているわけです。

それと、一番下の学校選択制のこともよく質問を受けるんですけれども、保護者アンケート等では今まで支持されてきておりますので、一定の成果を挙げていますと。したがって、見直しは考えておりませんというふうに答えています。

2ページ目でございます。

これ一般質問でございますけれども、学校図書館への専任司書配置と栄養士の全校配置についてということで、学校図書館の図書費購入の充実と、あと図書館スタッフについて質問を受けています。あと食育のこと。栄養士の全校配置についてということです。

答弁でございますが、平成19年度は全校で学校図書標準という目標値があるわけですが、それを達成できるような予算措置をしましたというふうに言っています。

学校での区立図書館司書の派遣、これは学校に新宿区立中央図書館の方から司書を派遣するということを実は考えてございまして、それについて調査検討をするとともに、今後ともスクールスタッフ新宿という、これは事業の名称なんです、学校で必要とされるような人材、その中に図書館スタッフも入っているわけですが、あとは部活の指導員だと、そういう一連の地域人材を活用する制度がスクールスタッフ新宿という事業の中で行われていると、そういう中で、図書館スタッフを配置し、図書ボランティアの方々にも御協力いただきながら学校図書館を充実していくと答えています。

あと、食育につきましては、実践事例集を昨年出しました。その中で各校の取り組みを紹介しております。それと各学校から食育推進リーダーを選出してもらっておりますので、そういう人たちが中心になって食育を推進していくというふうに答えています。

あと、栄養士の全校配置につきましては、東京都に対して従来から要望しております。と申しますのも、東京都の基準で言いますと、栄養士の配置というのは2校に1校ということで、半数の学校では栄養士がないという状況にあります。したがって、全校配置、これは栄養士というのは東京都の職員ということになりますので、都に要望しているということでございます。

それと、民主党新宿区議会議員団の代表質問です。

日本語を母語としない児童・生徒への学習支援について。指導内容の改善を図り、事業を拡大していくべきでは、3ページ目の方で、英語以外にも母語として使っている言語による配布物の作成支援を行うべきという、そういう御質問です。

教育委員会では、日本語適応指導と言っていますけれども、今でも、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ40時間、50時間、60時間、さらに必要であれば20時間というような形で、個人指導に当たる適応指導員をそれぞれ派遣しています。ですから、かなり他区と比較して手厚い指導を行っているという、そういう実績はあります。ただ、それでも足りないというふうに言われているわけです。今後は、より効果的な指導方法や事業時間数のあり方等、ニーズにあった事業の拡大についても検討していきます。

それと、保護者の問題があります。保護者が日本の教育システムを理解し、我が子の教育にかかわっていくことは子どもの成長に欠かせないと、こういう認識を示した上で、各学校で活用できる保護者あてに出す連絡文書の日本語と英語の対訳集を配布し、英語については配布しました。今年度は、韓国語版を配布する予定であると、こういうことで、保護者に対しても意思が伝わるような形でやっていきますというふうに答えているわけです。

3ページ目の下の段でございますが、新宿区議会無所属クラブ代表質問で、子どもを取り巻く家庭教育環境の改善について聞かれております。

家庭の教育力の再生を講ずるため保護者への教育活動や支援などの働きかけをどう考えているのか。これは区長にも聞かれておまして、区長答弁として、家庭での教育は、子どもが成長する力をはぐくむ原点、さらに、子育てを契機として地域の中で互いに支え合う関係づくりにもつながっていくという、そういう認識を区長の方からも述べています。

それと、教育委員会の答弁でございますが、教育長答弁で、新しい教育基本法ではということで、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的責任を有すると、これは新しい教育基本法の規定に盛り込まれたわけです。その上で、地方公共団体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育の支援について取り組む必要があると、それは法律そのもの書いてあることでございますけれども、こういうものを基本といたしまして、教育委員会ではPTAを主体とする家庭教育学級講座の充実に努めてきました。ただ、このような講座に参加できない、あるいは参加しない親がふえていることが課題である。平成18年度から入学前プログラムというものを実施しまして、保護者が一番学校に来るとき、それが1つには入学前の就学時健康診断、あるいは入学時の保護者説明会という機会をとらえて、そのときに家庭教

育を実施すれば一番伝わりやすいのではないかというのがこの事業の趣旨です。本年度、すべての学校で実施します。

それと、PTA連合会が取り組んでいる「早寝早起き朝ごはん」運動などのPTA活動を支援すると、そういったこととお答えしております。

次に、一般質問の方で、表現教育の可能性について、これはNPOなどの協力を得ながら実験的にワークショップ形式で実施する方法はどうかとか、そういう御質問なんです。

答えとしては、4ページの下から3行に書いてありますけれども、各学校においては、学芸発表会、英語学習発表会等を通して、演劇の技法を取り入れた表現活動を行うとともに、教科の学習の中でも表現力の養成みたいなことをしているわけです。そんなことで進めさせていただきますという答えをしております。

5ページ目でございます、社会新宿区議会議員団の一般質問です。

この中では、タイトルは地域資源を発掘しとありますけれども、具体的に教育委員会に聞かれたのは、ミニ博物館についてです。ミニ博物館というのは、町のまさにミニ博物館なんですけれども、染色の工場であるとか、あるいはつまみかんざしであるとか、そういったところと協定を結びまして、ミニ博物館として公開してもらっているわけです。それが、当初予想したほどにはミニ博物館の数がふえていないではないかというような御指摘もございませう。

答えといたしまして、これまでの文化財や伝統工芸の公開だけではなく、個人所蔵のコレクションなど幅広い分野の館設置についても検討していきますと。また、これまでの制度の運営について再検討を行い、観光施策との連携や町の身近な文化拠点としてより活用されるよう整備を進めると答えております。

次に、自由民主党新宿区議会議員団代表質問です。

まさに、ストレートに中央教育審議会の中間報告「審議のまとめ」について、教育委員会の見解はどうかということをお聞かせしております。

答弁といたしまして、このたびまとめられた「審議のまとめ」において、今後求められる教育の基本理念とは現行の学習指導要領の理念である。生きる力をはぐくむことをより一層明確にしたものと受けとめている。また、これからの変化の激しい社会において課題を見出し解決する力、自立して生きるために必要とされる力など、こうした生きる力を子どもたちに育成することは欠かせないものととらえているという、一番基本的な認識の部分について答えさせていただきます。

6 ページ目でございますが、一般質問で、小・中学校連携教育について、四谷地区で行われている小・中連携教育の取り組みの評価、あと地域協働学校との関連性を含めて、地域協働学校というのはちょっと新宿版の用語なんですけど、全国版で言うとコミュニティ・スクールという文科が出したものがありますけれども、それを新宿風にアレンジして使っているのが地域協働学校という言葉になるわけです。今後、区として、連携教育をどのように進めていくのかと、それと学校間だけの連携でなくていろいろな意味の連携も必要ではないかという、そういう御質問です。

7 ページ目の上から 2 行目なんですけど、教育委員会としては、四谷地域の連携教育を基盤とした地域協働学校の取り組みを 1 つのモデルとして支援するとともに、これは具体的には四谷中学校がモデルになっております。今後も地域の実態、学校の実情に応じ、教科等のカリキュラムにおける連携等、幼稚園、小学校、中学校での学びや発達の連続性を意識した連携教育の推進に努めると、こういうふうに答えています。

次に、新宿区議会公明党、代表質問です。

この中で、食育の推進についてということで、実は議会の文教委員会で福井県の小浜市の方に視察に行きました。文教委員会と言っても、私ども区教委の管理職の方は行ってないんですけども、議会の委員さんの方だけで視察に行きまして、食のまちづくり条例というのが小浜市にあるそうで、キッズ・キッチンというんですか、子どもが使うようにできたキッチンだそうなんです。それをごらんになって、新宿でもどうかというふうに聞かれているわけです。それと、西早稲田中の食育の取り組み、これは西早稲田中では、伊那市高遠町の方と連携しまして、高遠の食材とか、米とか、味噌とか、学校給食で使っているわけです。そういうことを聞かれているわけです。

答えといたしまして、これは区長の方も答えているんですけども、区は現在後期健康づくり行動計画を策定しており、その中で食育推進計画を位置づけている。これは一般的な答えです。

教育委員会の方は、一番下の行になりますけれども、小浜市のキッズ・キッチンのように、幼児が大人の手を借りずに料理を体験することは、命をいただくという食の本質を知ることができ重要な取り組みである、というふうには答えています。ただ、その後、4 行飛ばしまして、今後、既存の施設を活用し、キッズ・キッチンのよいところを取り入れていきたいと、そういうふうに答えています。

あと、西早稲田中における取り組みについてなんですけど、これはその取り組みはすばらし

い取り組みだというふうに答えています。

その次に、8ページ目の真ん中辺でございますけれども、新時代の図書館行政についてということで、中央図書館が今度新しく旧戸山中の跡に新館をつくるという、そういう構想が今回は実行計画の中で示されたわけですが、旧戸山中に選定された経緯についてということと、情報センターとしての機能強化についてはどうなんだと、あと建設に当たってワークショップ方式を取り入れてほしいと、区民参加のシンボル事業として位置づけるべきではというような御質問です。

答えとしては、8ページ目の下から4行なんですが、現在の中央図書館は延べ床面積が約5,000平米あり、現在の規模以上の施設を確保するためには相応の敷地面積が必要である。旧戸山中跡地は、今後予定される区有地の有効活用の中で、敷地規模があり、位置的にも区のある中心にあること、加えて来春開通する東京メトロ副都心線の西早稲田駅に近く、交通の便がよいことなどから、移転先として最適と考えるというふうに答えています。

9ページ目ですが、上から、図書館は従来から印刷媒体による資料を中心に情報提供を行ってまいりましたが、利用者のニーズやインターネット社会に対応するために従来の情報提供を見直し、電子媒体の利用を進め、印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせた情報提供を行うというふうに答えています。

それと、あと何行か飛ばしまして、新しい中央図書館のあり方をワークショップによる区民との協働で検討し、区民が参画できる仕組みづくりをしていくと。それと、もう一つなんですが、子ども読書活動を推進していくためにも、区立図書館と学校図書館の連携強化は欠かせない。昨年度のこども図書館開設に伴い、学校でのテーマ学習は朝読書等の支援のために、配本車による図書資料の貸し出しを各学校に拡大している。そういったこととお答えしております。図書館と学校との連携についても、その後でも触れております。ただ、御質問の中に、実は学校図書館に地域図書館の機能を兼ね備えさせるべきではないかという御質問があったんですが、この部分につきましては、学校図書館に地域図書館の機能を兼ね備えさせることについては、規模や利用対象など課題が多いと考えている。要するに学校図書館をそのまま地域開放するのはなかなか難しいんじゃないかと、そのままでは使えないんじゃないかというふうにお答えしているわけです。

次に、9ページ目の下の方ですが、私立幼稚園と区立幼稚園の保護者負担の格差是正について。私立幼稚園と区立幼稚園の保育料格差についてどのように認識しているのかと。それと、保護者が自由に選択ができるようにするには、入園料や保育料補助金の増額、所得

制限の緩和などを、さらに進める必要があると。こういうことを御質問されています。

答弁といたしまして、私立幼稚園は新宿区の幼児教育をともに担っていく大切なパートナーであるということをもまず述べた上で、公費で依然として大きな保護者負担の格差があります。入園料や保育料補助金の増額について、さらに検討を進めていくというふうに答えています。

10ページ目でございますが、この部分は所得制限の緩和でございます、現在は、給与収入でおおむね1,000万円以下の保護者を補助の対象としています。これについても、対象者を拡大するために、引き上げることを今検討しているわけでございます。

10ページ目の、新宿区議会花マルクラブの代表質問です。

新宿区の図書館政策についてということで、これ大分質問が前とダブりますので、ダブらないところだけちょっと御紹介いたします。

来年度生涯教育関連組織が区長部局にかわるが、どのような経緯で教育委員会に図書館を残すことになったのか。逆にどうして残ったのかということをお聞きになっているわけで。それと学校図書館における司書の資格保持者についてどのぐらいいるのかと、あともっと学校図書館の開館時間をふやすことを考えるべきではという御質問です。

答弁といたしまして、新宿区立図書館は図書館法による公立図書館に当たり、社会教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、法的には教育委員会の所管です。ただ、今補助執行とか、図書館類似施設というような位置づけをした上で、首長部局がやっているようなところも一部ですけれどもないわけではないんです。そういうことで、今回の組織改正を検討するに当たり、図書館の区長部局への移管も視野に検討を行った。その結果、現在図書館が取り組んでいる大きな課題である子どもの読書環境の整備を推進するために学校教育との連携が欠かせないことに加え、現段階では、補助執行を行う積極的な理由が見出せないことから教育委員会所管としたというふうに答えております。

11ページ目でございますが、これは学校における司書教諭について聞かれております。司書教諭というのは教諭の中で司書の資格を持っている教諭のことを言いまして、12学級以上の規模の学校には司書教諭を配置することになっております。現在小学校26校、中学校8校に司書資格の保持者、司書教諭がいるというふうに答えています。

それと、学校図書館の開館時間のことについてですが、最後の2行なんです、学校図書館の開館は子どもの下校時刻等、子どもが学校にいる時間にあわせている。教育委員会としては、今後は、放課後子ども広場としての有効利用についても考えていきますというふうに

答えております。

概略、以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、引き続いて、報告2について、生涯学習振興課長からお願いいたします。

生涯学習振興課長 それでは、第68回国民体育大会ハンドボール競技会開催についてという資料に基づきまして御報告をさせていただきます。

第68回国民体育大会東京都において、正式競技であるハンドボールの新宿区での開催に合意することとし、東京都知事あてに合意書を提出することになりましたので御報告をいたします。

1の、第68回国民体育大会の概要でございます。記載のとおりでございます。東京都の三多摩地域を中心に開催する予定でございます。5年半後ということもございますので、詳細はまだほとんどが未定ということになっております。

2、新宿区はハンドボール競技を行う正式競技開催内定に至る経過でございます。ここに記載のとおりでございます。

3の新宿区の競技会開催の概要でございます。

種目です。ハンドボール競技会の成年女子です。

主催ですが、新宿区も主催の一員として加わるということになっております。

競技会場でございます。新宿スポーツセンター大体育室でございます。

(4)、5つの自治体で開催する予定でございます。幹事自治体は墨田区ということになっております。分野別は記載のとおりでございます。

(5) 想定される規模、これは新宿区の場合でございます。新宿区の場合開催期間は、4ないし5日間、選手・監督は200名、競技役員160名、観客2,000人と、これは延べ人数でございます。

4の東京都の推進体制等ですが、平成19年度、今年度から総務局の中に国体推進部を設置し、推進しているということでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

まず、報告1について、御質疑とのある方はどうぞお願いいたします。

平成19年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について御質問おありでし

たらお願いをいたします。

いかがでしょうか、何か御質疑ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長 それでは、特に御質疑がないようでございますので、報告2について御質疑をお願いしたいと思います。

第68回国民体育大会ハンドボール競技会開催について、御質疑ございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長 それでは、特に質問がないようございましたら、本日の日程で、報告4、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか、どうかお願いをいたします。

教育政策課長 特にございません。

熊谷委員長 ああそうですか。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長より発議のありました報告3について非公開で報告を受けます。

恐れ入りますが傍聴人の方は議場より退室をお願いいたします。

午後 4時19分再開

熊谷委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 4時19分閉会